

事務総局会議資料第2
(2月22日開催)

(令和4.2.22民二印)

民事調停委員、司法委員等に関する研修会・研究会の開催について

- 1 主催 各地方裁判所
- 2 研修会・研究会の名称等
別紙研修事項等一覧表記載のとおり
- 3 期日 以下の各期間において、各地方裁判所の定める日
- (1) 新任民事調停委員研修会につき、令和4年4月から同年7月までの間の2日及び必要がある場合には更に同年10月から同年12月までの間の2日
- (2) 新任民事調停委員ケース研究会につき、令和4年6月から令和5年3月までの間の1日
- (3) 次の研究会につき、令和4年6月から令和5年3月までの間の1日～2日
- ・民事調停委員研究会
 - ・民事調停委員ケース研究会
 - ・司法委員研究会
 - ・簡易裁判所民事実務研究会
- (4) 新任司法委員研修会につき、令和5年1月から同年3月までの間の0.5日
- 4 場所 各地方裁判所の本庁、支部又は管内の簡易裁判所

別紙 研修事項等一覧表

名称	研修事項・研究事項	出席者
新任民事調停委員研修会	(1) 調停委員の基本的な役割と心構え、服務規律 (2) 調停制度のあらまし (3) 民事調停事件の処理につき必要な基礎知識 (4) 利用者のニーズに応える調停運営の在り方	各地方裁判所又は管内の各簡易裁判所の新任の民事調停委員及びこれに準ずる者
新任民事調停委員ケース研究会	基本的な事例を題材とした模擬調停（事前評議、事実認定及びこれに基づく解決案の策定の各実践）	新任民事調停委員研修会に参加した、各地方裁判所又は管内の各簡易裁判所の新任の民事調停委員及びこれに準ずる者
民事調停委員研究会	(1) 民事調停委員としての基本姿勢 (2) 民事調停事件の処理に必要な応用的知識 (3) 利用者のニーズに応える調停運営実現のために、民事調停委員に求められる役割	各地方裁判所又は管内の各簡易裁判所の民事調停委員で、任命後、実務を1年以上経験した者 各地方裁判所の定める人数
民事調停委員ケース研究会	応用的な事例を題材とした模擬調停（事前評議、当事者からの事情聴取、事実認定及びこれに基づく解決案の策定の各実践）	各地方裁判所又は管内の各簡易裁判所の民事調停委員 (既に民事調停委員研究会への参加経験のある者を主に対象) 各地方裁判所の定める人数
司法委員研究会	(1) 一般市民間の民事訴訟事件の処理に関する諸問題 (2) 交通損害賠償事件の処理に関する諸問題 (3) 司法委員と裁判官の連携の在り方	各地方裁判所の司法委員候補者で、選任後、実務を1年以上経験した者 各地方裁判所の定める人数
簡易裁判所民事実務研究会	(1) 事実認定、解決案（和解案）の策定、当事者の説得調整、これらの前提となる裁判官との充実した評議に関する諸問題 (2) 簡易裁判所の紛争解決機能を高めるための庁としての取組及びその課題	・ 研究会開催地にある簡易裁判所の民事事件担当の裁判官及び裁判所書記官 各地方裁判所の定める人数 ・ 各地方裁判所の司法委員候補者及び管内の各簡易裁判所の民事調停委員 各地方裁判所の定める人数
新任司法委員研修会	(1) 司法委員制度のあらまし (2) 司法委員としての役割と心構え、服務規律 (3) 司法委員として必要な民事訴訟事件の基礎知識	各地方裁判所において、令和5年1月1日付けで新たに選任された司法委員候補者及びこれに準ずる者